



# 地本NEWS

2016年  
2月1日  
自治労北海道  
網走地方本部  
2016 第4号

## ストライキ「批准」とは？

### 国民春闘がスタート!!

網走地方本部では2016国民春闘に向けて、1月23日〜24日にかけて「春闘討論集会」を開催し、全体討論を行い、春闘方針を全体で確認しました。【集会の詳細は別号に掲載します】

各単組総支部では、2015賃金確定闘争が越年のたたかいとなつてきているなかで、2016国民春闘の取り組みを進める異例の状況となっています。

自治労北海道としての国民春闘方針は2月5日に道本部第122回中央委員会（札幌市）で確認されると、本格的に国民春闘がスタートすることになります。

この国民春闘では生活の維持・改善をはかるための賃金水準・制度をめざし「賃金要求額」を春闘要求アンケート結果に基づき「108222円」とし、さらに臨時・非常勤職員の処遇改善、地方財政の確立などを要求し「たたかい」を進めます。

### 圧倒的な「高批准率」で ストライキ体制を確立しよう!

自治労では、全国の全組合員が批准（ひじゅん）投票を行います。全国の組合員総数の半分を超える賛成の「〇」が批准の成否となります。

この「批准」の成功で、産別としてのストライキ体制が確立されます。自治労全体として、1年間を通してたたかう決意を内外に示すため、圧倒的な高率でストライキ批准投票を成功させましょう。

### よく勘違いされがちですが、「ストライキを實際に行うかどうかを決める投票」ではありません。

1年間を通して一波につき2時間を上限とするストライキの「指令権」について、自治労中央闘争委員会に委譲することの賛否を問う投票です。

投票用紙【下段に掲載】には、春闘のポイントが記載されており、組合員一人ひとりが解りやすく理解できるようになっています・・・が、なかなか浸透しきれていないのが現状です。

最近の私たちをとりまく情勢は、地方公務員法改

投票期間 2月10日(水)～2月17日(水)

**賃金・生活の質の底上げを!**

自治労ストライキ  
**批准投票用紙**

1年間のストライキ指令権を中央闘争委員会に委譲します

批准投票 賛否の表示

**2016春闘の課題**

- 1 公務員賃金の改善と改正地方公務員法に対する取り組み
- 2 地方財政の確立
- 3 公契約条例、公共サービス基本条例制定の取り組み
- 4 格差是正と公正なワークルールを確立する取り組み
- 5 人員確保確保および雇用の年々の確保
- 6 ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等の推進
- 7 公共交通労働者の労働条件の確立
- 8 公務員労働者の労働条件の確立

**高率の批准でストライキ体制の確立を!**

自治労は、春闘期に各市町村および郡庁法に對し要求書を提出し、1年間のストライキ闘争条件闘争をスタートさせます。また、この期にストライキを宣佈する際、一歩も歩みません。

批准投票は、1年度を通じて、限つき2時間以上とするストライキを含む闘争は中央委員会に委譲することについて、組合員の承認を求めます。この承認の程度によって、産別としてのストライキ体制が確立されます。

公共サービスを提供するともに、自己責任を押し付け、たたかう決意を内外に示すため、圧倒的な高率のストライキ批准投票を成功させましょう。

なお、産別のストライキの承認については、組合員の意見を基に決定することとなります。

■賛成の人は〇、反対の人は×を記入します。  
 □×の無いものは無効です。  
 □この投票結果は中央本部で発表します。

全日本自治団体労働組合

中央闘争委員長 川本 淳

**すべての働く者の処遇を改善! 底上げ・底支えを!**

このような中でも、国民春闘から賃金確定までの1年間を通じた「賃金闘争サイクル」をたたかい抜くためには「戦術」を配置しながらの交渉は大変重要なことです。しかし、私たち地方公務員は、労働基本権に一定の制約があるため、単段階で独自に戦術を配置することは難しいのです。

そこで、自治労中央闘争委員会に「ストライキ指令権」そのものを委ねることが重要なのです。

すなわち、「ストライキを」する「しない」ではなく、「指令権を自治労中央闘争委員会に委ねるかどうかを問う批准投票なのです。」